

令和 3 年
第 3 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和3年第3回立川市農業委員会総会日程

日時 令和3年3月25日（木）午後2時

会場 208・209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画審査・決定について
 - 議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和3年第3回立川市農業委員会総会

令和3年3月25日（木）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番		12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	
5番		14番	
6番	嶋田 貞芳 君	15番	
7番		16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	
9番			

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君
次長 奥野 武司 君
係長 原島 邦雄 君
主任 横井 雅司 君

午後 1 時 5 7 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。まだ定刻から 5 分近く早いですけれども、皆さん集まりましたので始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

緊急事態宣言も解除されましたけれども、今回は、まだ人数のほうも少なく、少ない人数で開催することになりました。次回は、皆さんにも日程表もお配りしているかと思いますが、大きい部屋になりますので、まして年度初めということなので、次回は全員に出席をしていただいて開催したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。ただ、今後、また事態が変わってきたら人数制限なども行う可能性もあります。とにかく感染がこれ以上増えないように努力していきたいと思っておりますので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう皆さんも御承知のように、市役所のほうでも人事異動もいろいろな部署であったということで、農業委員会事務局の方も異動ということで、それについては一番最後で次長より御報告がありますので、私からはこの辺で止めさせていただきます。

ただいまより令和 3 年第 3 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たす数の委員に出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。今回は 6 番の嶋田貞芳委員、8 番の内野委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、(1) 事務報告、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 3 件、(3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号

の規定による届出が1件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、報告事項（1）、事務報告を申し上げます。お手元にA4縦長の事務報告を御用意ください。

3月5日（金）、東京都農業会議の主任職員研修会が開催されまして、事務局職員がリモートで参加をしております。

3月17日（水）、立川のホテルエミシア東京立川、元のグランドホテルですけれども、そちらで東京都農業会議通常総会並びに会長集会が開催をされまして、鈴木会長に御出席をいただいています。

委員会といたしましては、遡って3月15日（月）に本総会に向けた現地調査を行い、本日、25日（木）、農業委員会総会、終了後には全員協議会を開催いたします。

あした以降の予定でございます。来月になりまして、4月9日（金）、農業委員会職員基礎研修会、23日（金）には都市農地制度基礎研修会が予定されており、事務局が出席予定でございます。委員会としましては、4月15日（木）に4月の総会に向けた現地調査を行い、27日（火）、少し変則的な日程でございますが、午後3時より第4回総会、終了後には全員協議会の開催を予定してございます。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。お手元、横長でホッチキス留めになっている報告資料を御覧ください。

報告事項（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出、3件につきまして御報告をいたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

まず1件目。農地の所在は一番町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は122㎡。転用の目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は上砂町3丁目の3筆。地目は、登記簿

上が畑、現況は宅地。面積は合わせまして118.26㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は西砂町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は221㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺の略図を御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出1件について御報告をいたします。

譲渡人、譲受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は若葉町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は179㎡。転用目的は住宅用地でございます。

こちらも周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問がありましたらお願いをいたします。質問ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題に呈します。なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や質疑後に議場にて農業継続などについて意思確認を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号、説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては、特定市街化区域農地において使用貸借権を設定したいという内容でございます。

農地への権利設定に当たりましては、農地法第3条第2項に

許可することができない場合が列挙されております。1つ、仮受人が農業経営に供すべき権利設定しようとする農地及び既に所有している農地について、必要な機械の所有状況や従事者の数から見て、効率的に利用して耕作をすると認められない場合、こちらは全部効率利用要件となっております。

2点目。借受人またはその世帯員等が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合。なお、常時従事の判断は年間150日以上であります。こちらは農作業常時従事要件となっております。

3点目。農業経営面積が、当該権利設定予定の農地を含め、別段の面積基準を定めていない都道府県においては、50aに達しない場合。こちらは下限面積要件となっております。

4点目。農地の集団化、農作業の効率化等、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる場合。こちらは地域との調和要件として示されています。

以上の要件を全て満たすと認められる場合、農地への権利設定許可を受けることができるということでございます。

それでは、議案第1号について御説明いたします。

今回許可を受けようとする農地は栄町の2筆。農地の貸付人及び借受人の住所、氏名については記載のとおりでございます。

3月15日、申請者立会いの下、会長、高杉委員、小峰委員、横幕委員、事務局で御本人の現地確認等を行いましたので、御報告いたします。

許可要件1、全部効率利用要件、農地について効率的に利用して耕作が可能かどうかの判断ですが、農作業に必要な農業用機械等は既に所有されている上、世帯員を含め、農作業に従事されるとのことで、労働力の点から問題はないと考えられます。また、現耕作地と借受地が近く、通作が容易であり、現耕作地と併せて効率的な耕作が可能と考えられます。

2点目の許可要件、農作業常時従事要件です。農作業への常時従事日数ですが、借受人は年間200日を超えておりますので、要件を満たしているものと考えます。

許可要件の3、下限面積要件ですが、借受人の経営する農地が50aを超えておりますので、問題ありません。

許可要件の4、地域との調和要件ですが、借受人により借受地の効率的な利用がより一層推進されることが期待できることから、問題はないものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、農地法第3条第2項に規定する許可をすることができないものではないと考えてございます。

なお、現地調査時点では借受地の境界が不明瞭な箇所がありました。後日、高杉委員に御確認をいただいております。

議案第1号は以上のとおりでございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明は、高杉委員、小峰委員、横幕委員、それと私、鈴木です。

それでは、まず初めに、高杉委員、お願いいたします。

12番 15日に確認に行ったのですが、そのときには住宅と農地との境が分からなくて、その翌日から3日ほどかかってようやく、石は出てこなかったんですけども、東側道路の農地との境に市の石が出てきまして、そこに、びょうが打ってあって、それから、農業委員の事務局のほうで取っていただいた図面に、長さが、今回借り受ける畑と、相続人さんの譲渡人の妹さんが継いだ畑というか、雑地の境目のところが、その図面を基にして、その場所が特定できましたので、それで何とか境目は確定というか、測ることができました。

ただ、その石を見つけるのに、木の根っこがその石の部分に覆いかぶさっていたので、それを探すのに小一時間かかってしまって、ちょっと難儀をしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、小峰委員、お願いします。

4番 先ほど、今、高杉委員のほうからの話があったとおり、境

界が確認できていなかったんですが、ただいまの話によりまして確認できたということで、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 高杉委員さんには大変御苦勞いただいて、確認できたということですので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、私のほうから。今、高杉委員から説明がありましたように、当日、境の場所が分からない、石が見当たらないということで、高杉委員に、後日確認をしてくださいということでお願いをさせていただきまして、それで境界の境が分かりました。それが分かった時点で、あとは高杉委員から言われたように、問題はないかと思います。

ただ、これから質問もあるんですが、1点だけ、ちょっと先に聞かせていただきたいことがあるんですけども、この境が分かりました時点で、あの辺にちょっと木が、大きい木とかがありましたね。あれは境はどうなっているのでしょうか。

1 2 番 梅の木があったんですが、あれは農地のほうに入っていないので。

議長 入っていなかったんですね。

1 2 番 はい。

議長 では、その辺は問題はなかったということでいいんですね。

1 2 番 はい。問題なしです。

議長 分かりました。

ということで、私からは、一応確認したところは問題なかったと思いますので、以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か質問、確認事項等がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、許可を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んできてくださ

い。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

申請人の方は、農地法第3条第1項の規定による許可申請について十分に理解されていると思いますが、農業委員会としまして、権利を設定される農地を含めた耕作地の肥培管理などへのお考えを確認させていただきたいと思ひまして、本日は出席をお願いしたところでございます。御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、金子職務代理から質問をお願いいたします。

2番 本日は大変お疲れさまです。御苦勞さまです。3条の申請の質問と確認事項なので、よろしくお願ひします。

農地法第3条申請の許可に当たっては幾つかの要件があります。経営農地について効率的に利用し、耕作することや、その事業に必要な機械の所有状況などです。

そこで、現地立会い時にも確認させていただいたことなんです。再確認として2つほど質問させていただきたいと思ひます。

1つ目。今回の権利を取得する農地を含めた経営農地の肥培管理や、今後の生産物及び作業計画と、農機具の所有状況についてお考えをお聞かせください。もう1つ。農作業に必要な常時従事者をどのように考えておられるか。この2点についてお答えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

申請人 1点目の農機具ですけれども、現在トラクターが1台、管理機が3台、草刈り機が1台所有しています。作付については、ニンジン、ジャガイモ、サトイモと、そのほかもやりますけれども、どちらかというとも期間の長い作物を作付する予定でいます。

2番 常時従事者については。

申請人 基本的には現在、私と妻、それと長男、嫁が若干手伝っていますけれども、家族経営で考えております。

以上です。

2 番 ありがとうございます。

ふだんよく見えていますし、一生懸命やっているのは分かっていますので、本当に、こういうことは新しいことで、増やすことは体が大変になるかもしれないけれども、よろしく頑張ってください。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

それでは、そのほかの方で何か御質問がありましたら、お願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないので、これで、今日おいでいただいた内容については終了させていただきたいと思います。これからも体調には十分留意されて農業経営を続けていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

申請人 皆さん、大変にお世話になりました。よろしく申し上げます。失礼します。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、許可することに決めます。

次に、議案第 2 号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画審査・決定について、1 件を議題に呈します。

なお、申請者、代理人が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や質疑後に議場にて事業計画の内容について確認を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第 2 号の説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第 2 号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画審査・決定について御説明いたします。

事業計画の審査の要件としましては、議案第 1 号で御説明し

ました全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件は農地法第3条の許可要件と同じですが、下限面積要件の適用はございません。

本法律における新たな要件としまして、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業を行うことが設けられております。

それでは、議案第2号について、現地調査を3月15日、借受人立会いの下、会長、高杉委員、小峰委員、横幕委員、事務局で行いましたので、御説明いたします。

計画の内容は、現在、借受人である申請者が耕作をされている農地に隣接する生産緑地に使用貸借権を設定し、農産物の生産を行うというものでございます。

要件①、全部効率利用要件ですが、農作業用機械等は既に所有されており、また、現耕作地全体にわたって効率的な利用がなされている上、世帯員を含め、農作業に常時従事することから、隣接地たる借受地においても効率的な耕作が可能と考えられます。

要件②、農作業常時従事要件は、申請者の従事日数が年間300日を超えておりますので、要件を満たしているものと考えます。

要件③、地域との調和要件ですが、借受地が現耕作地の隣接地であり、総合的かつ効率的な利用が一層図られることが期待できる上、騒音、農薬散布等の周辺宅地への一定の配慮もうかがえますので、問題ないものと考えられます。

本法律における新たな要件である、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、生産物等のおおむね5割以上を生産地の自治体や隣接自治体で販売する、災害時に一時避難所として提供するとともに、農作物も提供する旨の協定を自治体と締結するなどの要件のうち、1つを満たす必要がございます。

本計画では庭先、みの一れ立川、の一かるでの販売に併せ、市内の飲食店などへの卸売との内容であることから、要件を満

たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

議案第2号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について、確認をされた委員から補足説明をお願いします。

補足説明を高杉委員、小峰委員、横幕委員と私、鈴木のほうでお願いしたいと思います。

では、初めに、高杉委員、お願いします。

1 2 番 この借受人の方は、もう皆さんも御存じだと思いますが、一生懸命農家をやっていますし、肥培管理もすごいきれいに畑をやられていますので、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、小峰委員、お願いします。

4 番 ただいまお話がありましたとおり、大変熱心にやっている方なので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 同じ意見です。

議長 それでは、私のほうから。

この方の借り入れる農地は本当に隣同士なので、非常に農作業も、自宅の隣ですから、ほぼ自宅、自分の畑と同じような感じなので、耕作するにも非常に問題がない方で、まして、この方は非常に熱心にやられて、息子さんも熱心にやられている方ですので、何の問題もないかと思われま。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問、確認事項がありましたら、お願いしたいと思います。

2 番 貸すほうだけれども、どういうことで貸借で貸すという…
…。

議長 どういったことで貸すかということですか。

2 番 自分が知っている限りでは、奥さんも息子さんもやっていた
ただだけれども。だから、そののところはどうなっちゃったの
かなと思って。貸さないとか、そういうんじゃないかとね。

議長 ええ。どういうことで貸すかということですね。

2 番 そうそう。

議長 その辺はどうですか。事務局、いいですか。

1 2 番 貸すほうの方は、農地を持っているのが息子さんで、息子
さんは今、農協に勤めているので、実際のところ、畑のほうは
奥さんが主体になってやっているもので、奥さんはそのほかに
自分で仕事を持っているものですから、だんだんやっばり年齢
とともに厳しくなっているのかなと。その辺もあって、貸した
いなという話も以前からあったんですよ。それで、お隣の、今
回借受人のほうから、貸してくれないかなという話が出たもの
です。

2 番 分かりました。

議長 いいですか。

そのほか何か御質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、申請人に計画内容などの確
認を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 今日は、お忙しい中、御苦勞さまでございます。

都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の内容などにつ
いて、御説明などお願いしたく、本日は出席をお願いいたしま
した。御理解の上、御協力をお願いいたします。

それでは、私から質問させていただきたいと思います。

この法律は、生産緑地の貸借制度を整備し、都市農地の有効
活用を図ることを目的として平成30年に施行されたものです。
本法律において、申請人が提出する事業計画を農業委員会が審

査・決定し、市長が認定することにより、貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の用に供していることが要件となっております。

申請人におきましては、生産した農作物など、おおむね5割以上を農地のある区市、隣接している区市等で販売するという計画を掲げられており、具体的には、生産物は庭先販売や、みの一れ立川、市内飲食店などで全て販売という事業内容を掲げております。

そこでお聞きいたします。

当該事業内容の詳細について御説明をお願いいたします。では、よろしいですか。お願いいたします。事業内容の詳細について説明をお願いいたします。

申請人 今の状態でいきますと農地が少し足りないので、うちの隣にある貸付人の土地をお借りして、少し事業を拡大しようと思っております。

議長 あと、作付とか、どういうものを植えるとか、そういう内容まで、ちょっと説明していただけますか。

申請人 サトイモとジャガイモ、今のところジャガイモと、あと葉物を少し考えております。また、先々は夏野菜、夏秋野菜も、年間通して借りますので、そのところで、今のところはその3点。サトイモ、ジャガイモ、あと葉物とネギ。作付が長いものを借りてやろうと思っております。

議長 分かりました。結構です。

それとあと、先ほど私のほうから言ったと思いますけれども、生産物は庭先や、みの一れ等と書いてありましたけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

申請人 はい。

議長 分かりました。

それでは、続きまして、当事業計画の認定につきましては、貸付人の責務についても掲げなくてはいけないんですね。具体的には、借受人の年間事業日数の1割程度を貸付人が従事する

必要があります。これは、将来相続が発生した際に、主たる従事者の証明の発行を担保するため、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画するものであります。

そこで、お聞きいたします。貸付人の従事作業など関与の仕方について、ちょっとお聞かせ願いたいんですね。ですから、借りている人も何か作業について、例えば草と一緒に取るとか、何かそういったものを関与するか、どういうふうなことをするか。そういった内容をちょっとお聞かせください。

申請人 貸付人のほうからも、やっているかどうかを見て、私の働きを見ていただいて、ちゃんとやっているかどうかをやっていたり、あと、貸付人も作りたいものが多少あるみたいなので、私ができる範囲でそこのお手伝いをしたりしようとは思っております。それが1年に対して何日ぐらいになるのかな…。まだ初めてなもので。

議長 そうですね。

要は、今、説明しましたように、将来相続が起きた場合、主たる従事者も従事しないと発行ができないんですね。それで、何かしら貸す方も関与しなくちゃいけないということなんです。それで、今お聞かせいただいたんですね。

ということで、草取りとか、その中で野菜を作るとか、そういったことをしていただくということですね。

申請人 はい。

議長 分かりました。ありがとうございました。

委員の皆さんで何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

こういう貸借というのは決まり事があるので、やはり決まり事だけ、ちょっと守ってもらわなくちゃいけないということがあるので。すみませんね。いろいろ質問していただいて。

では、ほかの委員さんで質問などはありませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないので、本日はこれで終了したいと思います。本日はありがとうございました。十分体には気をつけて作業してく

ださい。ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

2 番 聞きたいんですけども、これは次長とか事務局に聞きたいんですけども、貸借といえ、今、現状は生産緑地じゃないですか。生産緑地で特定で今、入っていると思うんですけども、ここに従事するには日数規定があったよね。生産緑地を受ける人の。60日以上だったか。作業する人が150日以上だけでも、それを持つということは、60日以上じゃん。農業関与する日数がなかったっけ。

主任 では、御説明をいたします。都市農地の貸借円滑化法、賃借人、それから貸付人というところの関係性のことでございます。

こちらなんです、やはり今、委員がおっしゃったとおり、貸付人に関しても一定程度の関与というものが必要になると。こちらは草刈りであったりとか、周辺の住民との、農作物などに関して、こういった作目もするとかといった調整であるとか、そういったものも含まれることにはなりますが、具体的には借りるほうの年間従事日数の10分の1の日数が必要になっております。

今回、申請者の方が、現状、年間従事日数は300日という形で御申請をいただいております、貸付人の方などの年間従事の計画を確認いたしますと、大体30日ということで御申請はいただいております。

2 番 それは、出ているね。その申請はね。ならいいんですけども、そこは、さっきなかったからさ。もし分からなかったんだったら、地元の委員が言ったほうがいいのかなと思ったので。

以上です。すみません。

議長 いいですか。

2 番 はい。

議長 恐らく今後、こういう案件はどんどん増えてきますので、こういったことも私たち農業委員も知っていたほうが、確かにいいことだと思いますので。

2 番 10分の1ね。

議長 ええ。10分の1ですね。

2 番 では、借りるときに少なく出しておいたほうがいいわけだよね。従事日数300日なんて、そんな、多過ぎるもんね。通常だと150日ぐらいだもんね。

10番 そうすると月1回だもんね。

2 番 だよね。

議長 ただ、実際はそれだけやっているんだからという……。

2 番 そういうことになるよね。でしょう。分かりました。

議長 いいですか。

とにかく今後、こういう案件はどんどん増えてきますので……。

局長 そこは、でも、貸す方も納得をされているんですかね。御存じなんですよね。

係長 計画書のほうに貸す側のほうも、その内容を記載していただきまして、署名捺印をいただいておりますので、御理解いただいているということでございます。

議長 分かりました。

それでは、質疑がないということで、議案第2号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することにいたします。

次に、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、6件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

現地調査を3月15日、申請者、申請者代理人立会いの下、会長、高杉委員、田中委員、島田加美委員、嶋田貞芳委員、井

上委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

議案第3号の1、特例農地は栄町1丁目の2筆、2丁目の3筆となります。

略図1-1を御覧ください。略図1-1は、栄緑道沿いの農地で、今後の作付に向け、きれいに耕うんされておりました。

略図1-2を御覧ください。略図1-2は、国分寺市との市境に接する農地で、敷地北側にはハウス、南側には露地栽培とのことで、こちらもきれいに耕うんされており、ニンジン、レタス、ホウレンソウなどを生産されるとのことでした。どちらも肥培管理は良好でした。

議案第3号の2、特例農地は柏町3丁目の2筆、4丁目の5筆となります。

略図2-1を御覧ください。略図2-1は、五日市街道に面する自宅の裏手から北側に長く延びる農地になります。

略図2-2を御覧ください。略図2-2は、略図2-1の平成新道を挟んで北側に長く延びる農地と、宅地を挟んでその北側に位置する農地となります。自宅裏から玉川上水近くまで延びる広大な農地ですが、非常にきれいに耕うんされており、サトイモ、ブロッコリーなどを作付されるとのことでした。肥培管理は大変良好でした。

議案第3号の3、特例農地は上砂町5丁目の1筆、一番町4丁目の4筆となります。

略図3-1を御覧ください。略図3-1は、西武拝島線武蔵砂川駅の北西、残堀川北側の支流沿いに位置する農地で、耕うん、整地されておりました。

略図3-2を御覧ください。略図3-2は、玉川上水と西武拝島線に挟まれた自宅の北と東に位置する農地で、こちらもきれいに耕うんされておりました。一部境界が不明瞭となっておりますので、明確にさせていただくよう依頼しております。

議案第3号の4、特例農地は上砂町3丁目の1筆、一番町1丁目の1筆となります。

略図4-1を御覧ください。略図4-1は、立川第五中学校の南、国営公園北通りに位置する農地で、数種の植木が植え付けられておりました。一部境界が不明瞭でしたので、明確にさせていただくよう依頼しております。

略図4-2を御覧ください。略図4-2は、天王橋の南西、昭島市との市境近くに位置する農地で、こちらも数種の植木が植え付けられておりました。どちらも肥培管理は良好でした。

議案第3号の5と6、こちらは同一世帯に係る案件となりますので、併せて御報告させていただきます。

特例農地は、3号の5は西砂町4丁目の3筆、柴崎町5丁目の2筆、3号の6は富士見町7丁目の2筆となります。

略図5-1を御覧ください。略図5-1は、米軍横田基地近く、市街化調整区域内に位置する農地で、うち北側の細長い筆は農道となります。南側は今後の作付に向け、きれいに耕うん、整地されておりました。

略図5-2を御覧ください。略図5-2は、新奥多摩街道の北、残堀川に隣接する農地で、キンカン、タマネギが植え付けられておりました。

略図6を御覧ください。略図6は、富士見町団地の東に位置する農地で、一部に梅の木が植え付けられておりました。梅の木の枝が伸びぎみとなっておりましたので、剪定していただくよう依頼しております。どちらの畑もきれいに耕うん等をされており、肥培管理は良好でした。

議案第3号は以上でございます。

議長 議案第3号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明、1番を高杉委員、2番を田中委員、3番を島田加美委員、4番を嶋田貞芳委員。なお、議案第3号の5、6の現地調査を担当された井上委員は、最適化推進委員で議決権がないものであり、本日の出席は控えていただいておりますので、

私のほうから補足説明をさせていただきたいと思います。なので、5、6は私のほうで報告させていただきます。

それでは、1番を高杉委員、お願いいたします。

12番 この方の農地は、事務局もおっしゃっていたとおり、大変肥培管理もよく、何も問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

すみません、横幕委員もお願いします。

11番 事務局の言っていたとおり、栄緑道のそばにあるので、あそこは散歩をする人が非常に多いんですけれども、毎日きれいな畑を見せていただいております。問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いいたします。

10番 申請人は熱心な方で、全て農地のほうは耕うんされて、肥培管理も特に問題はありません。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 特にありません。

議長 続きまして、3番を島田加美委員、お願いします。

16番 この方は、略図3-1は、今後に向け耕うんされており、境界のほうも入ってございました。略図3-2は、自宅に面したところで、1点だけ、ちょっと境界の位置が分からなかったもので、これはちゃんとあれしてもらおうということで。

それと、あと、一部、梅の木が野木になっておりましたので、これを剪定なりなんなりしていただきたいということで伝えてもおきました。

そして、畑のほうは耕うんされており、特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

11番 特にありません。

議長 続きますして、4番を嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 略図の4-1のほうなんですけれども、この地図の北側のL字に曲がる道路があると思うんですけれども、実際、現地はそこまでが対象地域ということになります。その北側の道路のところなんですけれども、石の確認がちょっとできなかつたんですけれども、この道路が一度、市道ということになっておりまして、縁石が一応入っておりますので、本人も何か数値的なものがあるというようなことなので、極力早めに復元なりをしていただくようお願いをしてあります。

肥培管理については、場所について植木が生産されていまして、特段問題になるとは思いません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きますして、横幕委員、お願いします。

11番 同じ意見です。管理をよくされていて、特に問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。

続きますして、5番、6番ですね。では、横幕委員からお願いします。

11番 5-1は、御本人の御自宅より随分と遠いところにある畑なんですけれども、広いところで、きれいに管理されていまして、5-2については狭いところなんですけれども、特に問題はないと思います。

6も同じです。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから、まず、5番の略図1です。細長くなっているところは、これは農道です。やはり農道がないと入れないので、ここは野道としてこの方が所有している部分でございまして、奥が農地ということになっております。非常にきれいに管理されていまして、境界のほうも確認をさせていただきましたので、問題ないと思います。

それと、5番の略図2です。こちらの農地は、周りがほとん

ど全部住宅と言っていいですね。住宅に囲まれているところでございます。その中で野菜を生産しております。なので、非常にきれいに管理されて、問題はないと思います。

続いて、6番です。6番のところは、ちょっとあれは、梅の木ですかね。梅の木は野木になっている状態のところがありましたので、その辺も少し剪定をしてくださいということでお願いをしておきました。あとは、畑のほうはきれいに管理されていきましたので、何の問題もなかったと思います。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問がありましたらお願いをいたします。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、3件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告をいたします。今回は3件でございます。

議案第4号の1、土地の表示は若葉町1丁目の1筆、3丁目の2筆となります。面積は合わせまして1,974㎡。申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続いて、議案第4号の2、土地の表示は上砂町2丁目の2筆となります。面積は合わせまして1,969㎡。申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第4号の3、土地の表示は一番町4丁目の1筆、5丁目の2筆となります。面積は合わせまして4,097㎡。申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第4号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いします。1番を小峰委員、2番を内野委員、3番を嶋田貞芳委員。

それでは、1番、小峰委員、お願いいたします。

4番 この方の農地は、周りがもう宅地と駐車場に囲まれておりまして、その中で一生懸命やっておられました。肥培管理のほうなんですけど、ミカンを栽培しておりまして、あと、日常の管理も良好でした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、内野委員、お願いいたします。

8番 この方の土地なんですけれども、略図の下のほうから大体半分以上は栗の木が植わっていらしまして、上に行くほど次に野菜、今はタマネギが作付されておりました。一番最後の略図の上のほうに、かんきつ系の木がたくさん植えられておりました。肥培管理も良好で、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 まず、略図3-1のほうですけれども、ここは、ほぼ全面に栗の木が植えてあります。かなりちょっと古い木になっておりましたけれども、生産した栗については自家消費と、自分でやっているお店のほうで直売をされているということです。それと、一部にブルーベリーとミカンが植え付けられておりました。それについても同じように自己消費と直売という形になっておりました。境界については全部確認できました。

3-2につきましては、柿の木が植え付けられておりました。

剪定のほうも定期的に行われておりましたが、少し剪定の枝等がありましたので、片づけていただけるようお願いしました。

それと、一部境界石のほうが埋まっていて見えないところがありましたけれども、御覧のように、周りがほとんど開発されているようなところですので、石は必ず入っているということでしたので、掘り起こして、再度確認のほうをお願いしてあります。

肥培管理のほうは、そういうような形でされておりましたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問などがありましたらお願いいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他で何かございますか。

局長 事務局はないです。

次長 ございません。

議長 分かりました。

それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は4月27日火曜日、午後3時からでございます。部屋は302会議室で開催をいたします。皆様の御出席をお願いいたします。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございます。

午後2時57分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員